

福島県青年農業者等育成センター農業次世代人材投資資金（準備型）交付業務規程

（目的）

第1条 福島県青年農業者等育成センターとして就農促進のための拠点に位置づけられた公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）及び福島県農業次世代人材投資事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、就農前の研修段階の就農希望者に対して、農業次世代人材投資資金（準備型）（以下「準備型資金」という。）を交付する。

（交付の対象者）

第2条 準備型資金を交付する対象者は、新規就農するため研修機関や先進農家等で研修を実施し、原則45歳未満で就農する者とする。

（交付の要件）

第3条 公社は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で準備型資金を交付する。

2 就農予定時の年齢が原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意志を有していること。

3 研修計画（様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

（1）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた、原則として、次の研修機関で研修を受けること。ただし、エにあっては、（3）の要件に合致すること。

ア 福島県農業総合センター農業短期大学校

イ 福島県農業総合センター果樹研究所（講習生）

ウ 郡山市園芸振興センター（こおりやま園芸カレッジ）

エ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」）

オ 他県が認める研修機関

なお、ア～オ以外の研修機関での研修を希望する場合は、県と協議を行うこととする。

（2）研修期間が概ね1年かつ概ね1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（3）先進農家等で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

ア 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。

ウ 当該先進農家等がその技術力、経営力等から見て、研修先として適切で、次の要件を全て満たすこと。

（ア）指導農業士又は「うつくしまふくしま農業法人協会」に加入する農業法人、優れた農業経営者と市町村が認めた認定農業者等であること。

（イ）農業経営従事者が2名以上いること。

- (ウ) 過去 10 年間以内に就農希望者等の研修受け入れ実績があること、又は、市町村がその指導力等において研修先として適切であると認めた農業者であること。
 - (エ) 研修計画・研修状況報告書の作成、研修実施状況の確認、研修日誌の管理、達成状況評価等への協力が可能であること。
 - (オ) 「県が認める研修機関等」として公表することを承諾すること。
- (4) 国内での最長 2 年間の研修後に最長 1 年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- ア 就農後 5 年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 4 常勤（週 3 5 時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 5 原則として生活費の確保を目的として国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- 6 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われていること等）を明確にすること、及び就農後 5 年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。）とすることを確約すること。
- 7 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後 5 年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）第 1 2 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は 1 4 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- 8 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネットワーク」という。）に加入していること。

（準備型資金金額及び交付期間）

第 4 条 資金の額は、交付期間 1 年につき一人あたり 1 5 0 万円とする。また、交付期間は最長 2 年とする。

なお、平成 2 9 年 4 月以降に研修を開始する者であって、第 3 条の第 3 項の（4）の海外研修を行う者については、交付期間を最長 3 年とする。

（交付停止及び準備型資金の返還）

第 5 条 公社は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、準備型資金の交付を停止する。

- (1) 就農準備型給付要件を満たさなくなった場合。
- (2) 研修を途中で中止した場合。
- (3) 研修を途中で休止した場合。
- (4) 第 8 条第 1 項の研修状況報告を行わなかった場合。
- (5) 第 8 条第 2 項の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合。（例：研修を行っていない場合。生産技術などを習得す

る努力をしていない場合など。)

(6) 県が実施する本事業の効果確認のために必要な報告の徴収、又は立入検査に協力しない場合。

2 準備型資金の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、次に掲げる事項に該当する場合、準備型資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として公社が認めた場合（ただし、虚偽の申請を行った場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 前項の交付停止の事項の（1）から（3）、及び（6）に掲げる要件に該当した時点がすでに交付した準備型資金の対象期間中である場合にあっては、当該事実が発生した月以降の対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の準備型資金を月単位で返還する。

イ 前項の交付停止の事項の（4）に該当した場合は、当該報告にかかる対象期間の準備型資金を返還するものとする。

(2) 全額返還

ア 前項の交付停止の事項の（5）に該当した場合。

イ 研修（継続研修も含む。）終了後（研修中止も含む。以下同じ。）一年以内に原則45歳未満で独立・自営就農、雇用就農（農業法人等常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。

なお、独立・自営就農とは、下記の要件を満たすものに限る。

(ア) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、就農後5年以内に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 海外研修を実施した者が就農後5年以内に第3条第3項の（4）のアの農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農した者が、第3条の6で確約したことを実施しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画、又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍（第3条の第3項の（4）の海外研修を実施した者は5年間）又は2年間のいずれか長い期間継続しない

場合。

キ 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間内で第10条の報告を行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

(研修計画の申請・承認)

第6条 準備型資金の交付を受けようとする者は、研修計画(様式第1号)を作成し、研修先先進農家等を所管する農林事務所(農業総合センターで研修する場合は農業総合センター)を経由して公社に承認申請する。特に事情のある場合は、居住地や就農予定地のある農林事務所を経由して提出することができる。

なお、研修先が県外であって県内に就農を希望する場合は、就農予定地を所管する農林事務所を経由して公社に提出すること。

ただし、特に事情がある場合は、公社の指示する機関を経由して提出することができる。

2 公社は、準備型資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について、農林事務所等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により審査をする。審査の結果、第3条の交付要件を満たし、準備型資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認する。

3 公社は、研修計画を承認したときは申請者本人に通知するとともに該当農林事務所等へその旨を通知する。

また、研修計画を承認しないときは申請者本人に通知するとともに該当農林事務所等へその旨を通知する。

4 第2項の承認を受けた者が、研修計画を変更する場合は、計画の変更を第1項に準じて様式第1号により申請する(研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。)

5 公社は、研修計画の変更申請があった場合は、第2項、第3項の手続きに準じて審査及び変更承認通知等を行う。

(準備型資金の申請・交付)

第7条 第6条第2項の研修計画の承認を受けた者は、交付申請書(様式第2号)を作成し、公社に準備型資金の交付を申請する。

交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割りにして算出する。

2 交付申請を受けた公社は、申請内容が適当であると認めた場合は準備型資金を交付する。準備型資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後速やかに準備型資金の交付を行うものとする。

なお、公社の判断により、1年分の交付を一括で交付することができるものとする。

また、交付することが適当でない場合は、その旨を申請者本人と当該農林事務所

等へ通知する。

(研修状況報告)

第8条 準備型交付対象者は、研修状況報告書(様式第3-1号、3-2号)を公社に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

2 研修状況の報告を受けた公社は、研修機関や農林事務所等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができていないか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。

また必要な場合は福島県農業総合センター農業短期大学校等の農業経営者育成機関や農林事務所等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

3 前項の確認は、研修状況確認チェックリスト(様式第4号)を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに準備型交付対象者が転居する場合等であって研修状況報告を受けてからでは準備型交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に準備型交付対象者に面談を実施することができる。

(1) 交付対象者への面談

ア 技術の習得状況

イ 就農に向けた準備状況

(2) 指導者への面談

ア 技術の習得状況

イ 就農に向けた準備状況

(3) 書類確認

ア 成績表(教育機関で研修を受ける場合)

イ 出席状況

(交付の中止・休止)

第9条 準備型交付対象者は、準備型資金の交付を中止する場合は中止届(様式第5号)を公社に提出する。

2 公社は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第5条第1項の交付停止の事項(1)、(2)、(4)、(5)のいずれかに該当する場合は、準備型資金の交付を停止する。

3 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は休止届(様式第6号)を公社に提出する。

4 公社は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、準備型資金の交付を休止する。

なお、やむを得ないと認められない場合は準備型資金の交付を中止する。

5 第3項の休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届(様式第7号)を公社に提出する。

6 公社は準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができる場合は、準備型資金の交付を再開する。

(研修終了後の報告・継続研修)

第10条 準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し

た場合は、就農後1か月以内に就農報告（様式第8号）を公社に提出する。

2 準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（様式第9-1号、9-2号、9-3号）を公社に提出する。

3 公社は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、準備型交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第3条の第3項の（6）に掲げる親元就農をする場合又は、第5条の第2項の（2）のイ、親族から貸借した農地が主で独立・自営就農し、就農後5年以内に当該農地の所有権を移転することを確約している場合は、農業経営を継承した又は、農地を移転したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。確認は以下のとおり行うこととし、県外に就農した者については、就農先の都道府県と協力して確認する。

（1）経営開始型資金の交付対象者（以下「開始型交付対象者」という。）

経営開始型交付対象者の就農状況の確認結果について、全国農業会議所が運用する交付対象者の交付情報等を集約するデータベースに照会する。

（2）農の雇用事業の研修生となっている者

雇用研修実施状況の確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

（3）（1）又は（2）以外の者

準備型交付対象者への面談やほ場の現地確認等により行う。

4 準備型交付対象者は、交付終了後、引き続き交付対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（様式第10号）を作成し、第6条第1項に準じて公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（様式第11号）を公社に提出する。

継続研修は準備型交付終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。

継続研修を行う場合の第5条第2項の（2）の全額返還事項のイの研修終了後1年以内とは継続研修終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は第8条第1項の規程に準じて公社に研修の実施状況の報告を行う。

5 継続研修計画の提出を受けた公社は、第6条第2項及び第3項の手続きに準じて承認する。

ただし、この場合、「第3条の交付要件の第2項及び第3項の要件」を「第3条の交付要件の第2項及び第3項の（1）、（2）、（3）の要件」と読み替えるものとする。

6 準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第12号）を公社に提出する。

（返還手続き）

第11条 公社は、準備型交付対象者が第5条第2項の準備型資金の返還に定める要件に該当した場合は返還通知書（様式第13号）により準備型交付対象者に通知をす

る。

(償還免除)

第 12 条 準備型交付対象者は、第 5 条第 2 項の準備型資金の返還に定める病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(様式第 14 条)を公社に提出する。

2 公社は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は準備型資金の返還を免除することができる。

3 資金の返還の免除を認めた場合は、公社は申請者本人へその旨を通知する。

(申請窓口)

第 13 条 準備型資金の交付を受けようとする者の就農地が既に県外に決まっている場合、公社と当該都道府県の事業実施主体が調整の上、当該都道府県の事業実施主体から交付することができる。

また、所在する都道府県への就農を基本としない教育機関(以下「全国型教育機関」という。)で研修を受ける就農希望者に対しては、全国農業会議所から交付することができる。

(交付情報の登録)

第 14 条 公社は、研修計画や交付申請書等の提出があった場合、青年就農給付金給付対象者データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(その他)

第 15 条 その他準備型資金の交付業務の実施について、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 11 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。